

大学と損害保険 ①

～大学教職員の基礎知識としての《保険のはなし》～

有限会社国大協サービス 事業部次長 藤井昌雄

プロローグ

国立大学の損害保険

平成16年（2004年）4月、国立大学関係者の不安？と期待？の中、国立大学法人が誕生しました。国の行政機関であった国立大学は、独立した法人格を持つ主体として、国から交付される運営費交付金を基本とした自己責任による財務運営を求められることとなりました。

ここで大きな問題となったのが火災や自然災害による財産の損害、そして、教育・研究の遂行に伴う損害賠償です。今までのように国の大きな財布の中から改修費用や賠償費用を工面してもらうことはできなくなり、それぞれの大学の責任に委ねられたのです。

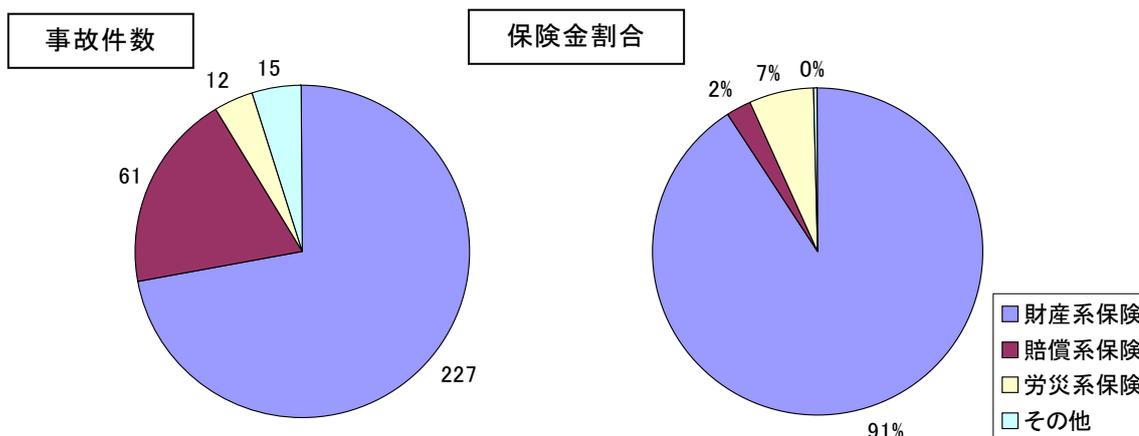
国立大学の法人化に合わせて社団法人に移行した国立大学協会（国大協）は、会員校からの要望に応え、国立大学法人のスタートと同時に団体契約による損害保険制度＝「国立大学法人総合損害保険」を創設しました。

この保険は、火災保険、賠償責任保険、労災総合保険、傷害保険といった既存の保険商品を、国大協が総合的に団体契約として取りまとめたもので、国立大学法人と大学共同利用機関法人の全てが加入し、低廉な保険料と事務ロードの大幅な軽減を実現しています。

1 万年目の亀

国立大学法人総合損害保険がスタートして4年目を迎えましたが、平成16～18年度の3年間で315件、年平均約100件の保険金支払い事故が発生しています。

事故件数、支払保険金の保険種別毎の割合を見てみると、以下のとおりです。



団体保険制度検討の当初、「火災や自然災害による被害はそう発生しないだろう」という声も聞かれましたが、毎年相当数の事故が発生しています。学生や附属学校生徒への賠償事故、労災による死亡や後遺障害の事故も毎年発生しています。

「鶴は千年、亀は万年」、買って来た亀が死んでしまい、文句を言いに行ったら「ちょうど1万年目だ」と言われる落語のオチがありますが、もしかしたら、あなたの大学も1万年目の亀を飼っているかもしれません。

国公私に共通する「保険の話」

国立大学の損害保険は、以上のように国立大学法人総合損害保険にまともっていますが、私立大学や法人化を選択した公立大学においては、国大協が団体契約を行っている国立大学法人総合損害保険の各パーツに相当する保険を個別に契約しているものと推察します。国立高等専門学校においては、独立行政法人国立高等専門学校機構が保険契約を行っていると同っております。

また、財団法人日本国際教育支援協会が制度運営している学生教育研究災害傷害保険（「学研災」）等の保険は、低廉な保険料で学生の様々な災害を補償していますが、国公立の大学・短大を対象とした制度です。

「保険の話」は国公私に共通する話題なのです。

今後の連載予定

今回、この連載シリーズを担当させていただくことになりました有限会社国大協サービスは、国大協幹部の方の個人出資による有限会社で、国大協が契約する保険の取扱代理店としての業務を中心に、各国立大学のリスクマネジメント支援や経営改善に資するご提案や事業を展開しております。

本連載では、国立大学の例を中心に「保険の話」を進めますが、上記のとおり国立大学関係者以外の読者の皆様にも共通する内容が多いと思います。「関係無いだろう」と読み飛ばされないよう内容を構成していきたいと考えております。

歴史と伝統ある「文部科学教育通信」への掲載に値する内容にはほど遠い拙文ではございますが、しばらくの間、ご辛抱、お付き合いのほどをよろしくお願いいたします。

<連載予定>

- 損害保険の基礎知識
保険の基本、財産保険、賠償責任保険、傷害保険
- 大学のリスクと損害保険
- 主な保険種目の概要
財産保険、賠償責任保険、労災総合保険、
- 賠償責任の基本的考え方
- 学生に関する保険の概要
学生教育研究災害傷害保険（学研災）、学研災付帯賠償責任保険（付帯賠償）、
学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）
- 教職員への保険適用
- 学生への保険適用
- ケーススタディ
自然災害、課外活動、教育実習・インターンシップ、国際交流（海外活動、留学、
留学生受入れ等）

次回予告 クイズ

保険会社の保険金不払いが大きな問題となりましたが、
その中でよく出て来た第3分野の保険って？
第1分野、第2分野ってあるの？